平成２２年（フ）第６４号
福岡県三潴郡大木町大字大角189番地
債務者　山口　千鶴
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第７５号
福岡県大川市大字酒見1006番地
債務者　境　まどか
1　決定年月日時　平成22年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第５９１号
福岡県遠賀郡水巻町梅ノ木団地１番201号
債務者　石川サチ子
1　決定年月日時　平成22年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第６３４号
福岡県遠賀郡遠賀町遠賀川３丁目４番４号
債務者　井上　直美
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第６７９号
北九州市八幡西区青山１丁目５番11号
債務者　石渡　省吾
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第７３０号
北九州市八幡西区大浦２丁目２番17号101
債務者　谷田　嘉代
1　決定年月日時　平成22年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第７５０号
北九州市八幡西区大字本城3400番地Ｂ―101
債務者　竹尾　勝見
1　決定年月日時　平成22年８月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第７７１号
北九州市戸畑区中原西２丁目12番11―506号
債務者　永井美智子
1　決定年月日時　平成22年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１５７号
宮崎市江平東１丁目４番８号　グリーンエミネンスＶ505号、前住所宮崎市清武町今泉乙250番地６
債務者　稲田　利架
1　決定年月日時　平成22年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２９９号
宮崎市広島１丁目16番14号
債務者　上水　幸惠
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６５号
秋田県鹿角市花輪字中花輪17番地
債務者　小田嶋美粧子
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第６７号
秋田県大館市有浦４丁目３番10号
債務者　道川屋朋和
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第７０号
秋田県大館市釈迦内字村東38番地
債務者　渡部　武将
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第１０２号
香川県小豆郡小豆島町西村甲2379番地、前住所滋賀県近江八幡市若葉町２丁目1812番地33
債務者　山下　哲由
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第１５６号
滋賀県彦根市東沼波町1064番地１　エスペランサⅡ109号、前住所茨城県鹿嶋市大字中1346番地９
債務者　谷田川三徳
1　決定年月日時　平成22年８月20日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第１１２３号
京都市西京区桂艮町９番地の７
債務者　山本由香里
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１２７８号
京都府京田辺市薪堀切谷７番地２　セジュールカンナビＡ―２
債務者　梅野　直子
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係